

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会(03-3946-2121)

■ 経団連に「臨時医療施設設置」協力要請

— 日 医 —

中川俊男会長は8月18日の会見で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく臨時医療施設の設置を提言した。

民間が所有する施設も含め、大規模イベント会場や体育館、ドーム型運動施設などを活用すべきだとした。企業の宿泊研修施設を宿泊療養施設や臨時医療施設として提供してもらえるよう経団連と協議を進めていることも明らかにした。「前向きに検討していただいている。近日中に明確に報告できると思う」と述べた。

首都圏などでは重症者病床だけでなく中等症病床も逼迫し、これまで入院の対象だったリスクの高い中等症患者が自宅療養を余儀なくされているとし、集中的に医療を提供する場所を確保することが必要だと強調。臨時医療施設は中等症患者の受け入れをイメージしているとし、設置された場合、都道府県医師会などを通じた人的支援や運営ノウハウの提供によって協力したいとした。

自宅療養については「往診も電話も24時間常につながっているわけではない」と述べ、自宅療養と宿泊療養の適切な組み合わせが重要だと主張した。例として、重症化リスクが比較的低い20～30代は自宅療養、40～50代は宿泊療養とする対応を示した。宿泊療養施設を特措法上の臨時医療施設に位置付け、抗体カクテル療法「ロナプリーブ」を投与できるようにすることも提案した。

● 文科省に具体的な対策を要請

学校でのクラスターが多発していることを受け、文部科学省に具体的な対策を講じるよう要請する考えも示した。

部活動でのクラスター発生も少なくないとし、PCR検査を実施するタイミングやチーム全体での移動などについて基準を示すべきだとした。「新学期が始まって児童・生徒を集団感染からどう守るのか」と問題提起し、文科省に対応を求めた。

17日に対象地域が拡大された緊急事態宣言については「日医はこれまで、全国を一律に対象とした緊急事態宣言の発令を求めてきた」とあらためて強調した。医療提供体制の逼迫については「新型コロナへの医療と通常の医療を両立させなければならないとこれまで繰り返し申し上げてきた。どちらの医療も命の重さは同じだ」と述べ、日医会員に対してあらためて協力を求める文書を出したと説明した。文書は17日付。

文書では現状を「大災害級の有事」と表現した。新型コロナ患者の受け入れが難しい医療機関でも、もう一度受け入れを検討するよう求めたほか、診療所では自宅療養や宿泊療養での健康観察、電話などでの診療や往診に

取り組んでほしいと要請した。

【メディファクス】

■ 自宅療養支援で先行事例を紹介

— 日医が調査 —

日本医師会は8月18日の会見で、新型コロナウイルス感染症について「自宅療養を支援する取り組み事例に関するアンケート」の結果を発表し、取り組みの先行事例を紹介した。アンケート調査では30の都道府県医師会から51件の回答を得た。

埼玉県では自宅療養・宿泊療養患者の健康観察を行う看護師と、医師を円滑につなげる取り組みをしている。協力できる医師・医療機関をリスト化し、看護師から医師への支援要請に対して迅速に対応できる仕組みを構築している。また、後方支援病床の確保について、協力医療機関がシステムに登録をするなどして対応している。

兵庫県では、宿泊療養施設での医療を強化していることを紹介。宿泊療養で、医師による直接の診察が必要になった場合に、往診対応をすると県独自の補助が付く支援策が実施されている。

釜谷敏常任理事は、アンケートで集めた先行事例について「リアルタイムで各医師会間で共有し、今後の取り組みに生かしていきたい」と述べた。

【メディファクス】

■ 「代替困難」ならコロナ以外の対応可

— 厚労省 —

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策

推進本部は8月18日付で、濃厚接触となった医療従事者の扱いに関する事務連絡を改正し、一定の条件で新型コロナウイルス感染症以外の医療にも従事できる扱いとした。

新たな条件として「他の医療従事者による代替困難な医療従事者であること」を盛り込んでいる。

厚労省は13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」で、濃厚接触となった医療従事者について、一定の条件で新型コロナウイルス感染症対応に限り就労を認める方針を示していた。日本医師会など医療・介護7団体は18日、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者以外にも濃厚接触による自宅待機者が増加し、医療・介護の提供に支障が出ていると指摘し、見直しを求める要望書を田村憲久厚生労働相に提出していた。

事務連絡の改正では、条件として「代替困難」であることを追加するとともに、注意事項でも、ワクチン接種済みでも感染リスクを完全に予防できないことを指摘し、新たな条件に基づく運用の徹底を求めている。このほか、感染した場合のリスクが高い患者への医療に際しては、「格段の配慮」を求めた。事務連絡名も「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」に変更した。

【メディファクス】

■ 濃厚接触の就労要件の要望書提出

— 日医など7団体 —

日本医師会や日本病院会、全国老人保健施

設協会など医療・介護7団体は8月18日、田村憲久厚生労働相に対し、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった医療・介護従事者の就労要件についての要望書を提出した。厚生労働省は今日13日付で、コロナ対策に従事する医療従事者等に限って、濃厚接触者でも一定条件下でコロナ対策に従事することを認めているが、コロナ対策に従事する医療従事者以外でも、濃厚接触での自宅待機者が増えているため、全ての医療従事者等を同じ扱いとするよう求めている。

厚労省が13日付で発出した事務連絡では、コロナ感染症対策に従事する医療従事者の就労に関する要件として、ワクチンの2回接種や、核酸検出・抗原検査陰性などが確認されていることなどを明記。また、注意事項として基本的な感染対策や家庭内感染者との接触回避などを示し、これらを満たせば、コロナ感染対策に従事することは不要不急の外出に当たらないことなどの解釈を明示している。

こうした扱いについて、7団体は「現実的な対応」と評価する一方で、医療機関や介護施設では、コロナ感染対策に従事する医療従事者等以外にも濃厚接触者の自宅待機者が増加し、医療・介護の提供に支障が出ていると指摘。その上で「全ての医療従事者、介護従事者にも同様の対応」とするよう強く求めている。

【メディファクス】

■ ロナプリーブ、宣言地域を中心に配布

— 厚労省 —

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部は8月18日付で、事務連絡「新型

コロナウイルス感染症における中和抗体薬『カシリビマブ及びイムデビマブ』の医療機関への配分について」を一部改正した。

事務連絡の改正では、新型コロナウイルス感染症治療薬として7月に特例承認を受けた「ロナプリーブ点滴静注セット300/1332」の配分について、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置宣言地域を中心に、各都道府県が選定した医療機関に一定数の在庫を配布しているとした。一方で、供給量に限りがあることから、新型コロナウイルス感染症患者の入院に備えた在庫や必要以上の配分依頼は控えるよう求めた。

【メディファクス】

■ 療養患者への電話・OL診療250点算定可

— 医療課 —

厚生労働省保険局医療課は8月16日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その54)」を事務連絡した。

自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に対し、電話や情報通信機器による診療を行った場合、2020年4月8日付の同事務連絡(その9)で規定した「二類感染症患者入院診療加算」(250点)を1日1回算定できる扱いとした。

自宅・宿泊療養患者に対して新型コロナウイルス感染症に関する診療を電話や情報通信機器を用いて行い、2020年4月10日付の同事務連絡(その10)に規定される初診料の214点や、電話等再診料を算定した場合でも同加算の算定を可能とする。同事務連絡(その54)の発出日以降に適用となる。

【メディファクス】